

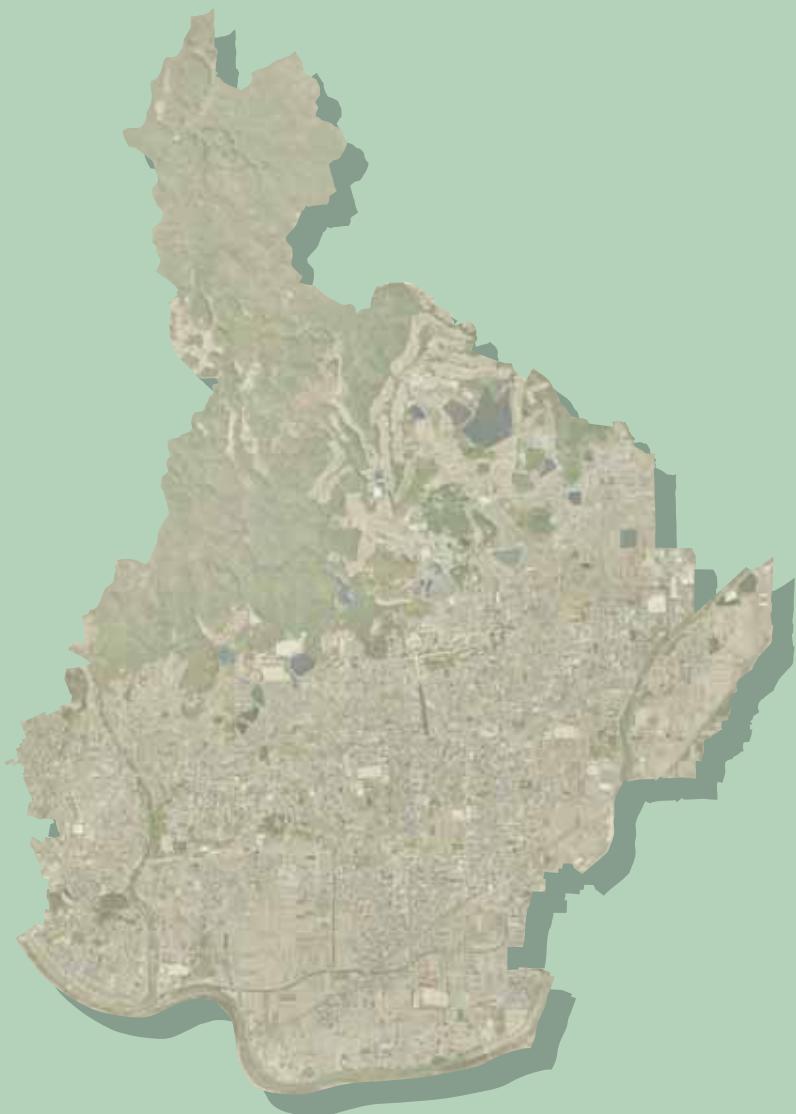
斑鳩町都市計画 マスタープラン

斑鳩町の都市計画に関する基本的な方針

2011▶2020

概要版

ともに生き、ともに育むまち
歴史と文化がくらしの中に息づく
”新斑鳩の里“



平成23年3月
斑鳩町

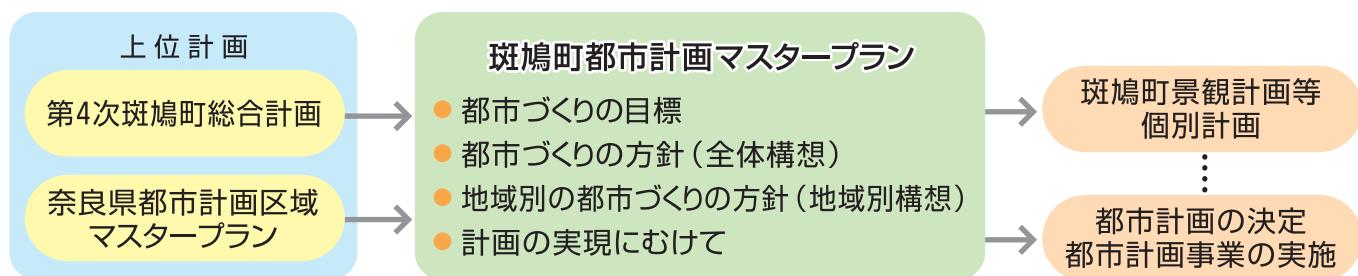
都市計画マスタープランとは…

都市計画マスタープランは、「都市計画に関する基本的な方針」として都市計画法に位置付けられているもので、将来の見通しを勘案したうえで持続的な発展が可能なまちをめざし、これからの斑鳩町のまちづくりの総合的な指針となるものです。

■ 計画の期間

20年後の都市の姿を展望したうえで、平成23年（2011年）から平成32年（2020年）までの10年間を計画の期間とします。なお、社会情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行います。

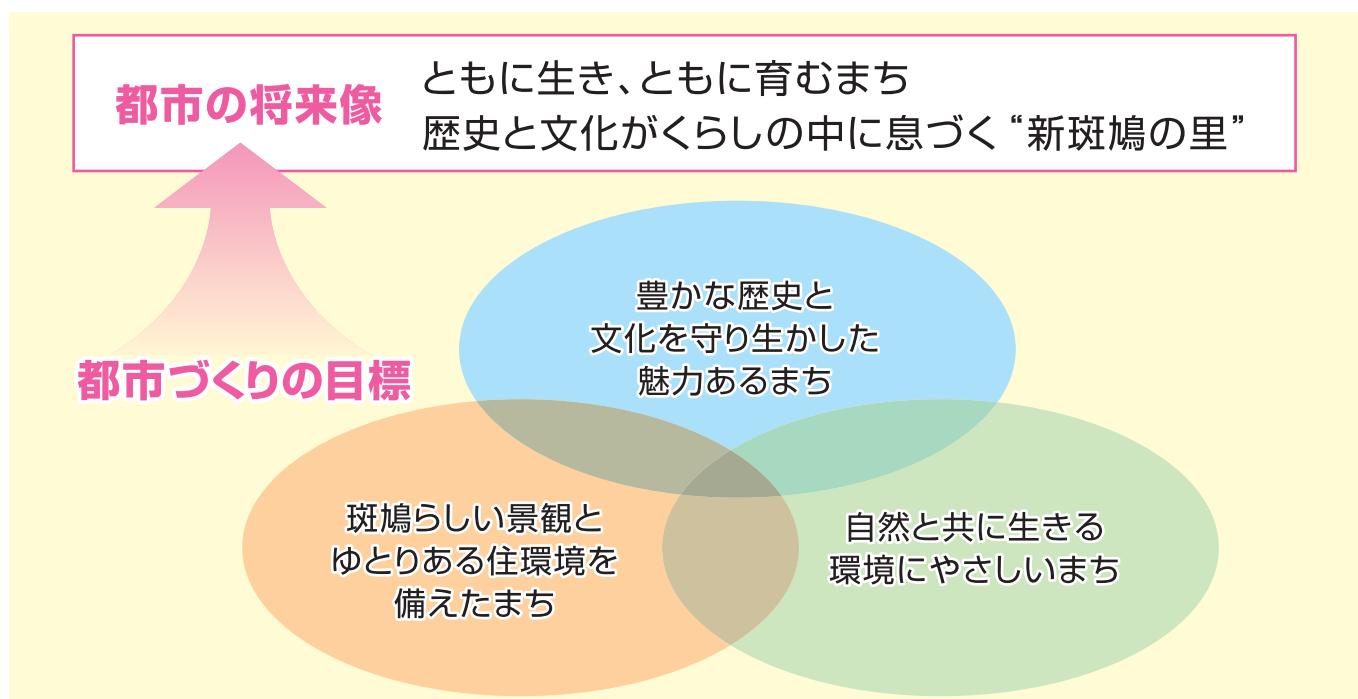
■ 計画の位置付け



都市づくりの目標

都市の将来像の実現にむけ、斑鳩町がもつ豊かな歴史的・文化的資源や自然環境、良好な景観を生かし、3つの都市づくりの目標を定めます。

住民、事業者、行政が互いに協働して、まちづくりをすすめることにより、個性的で魅力があり、住むことに誇りを持てるまちをめざします。

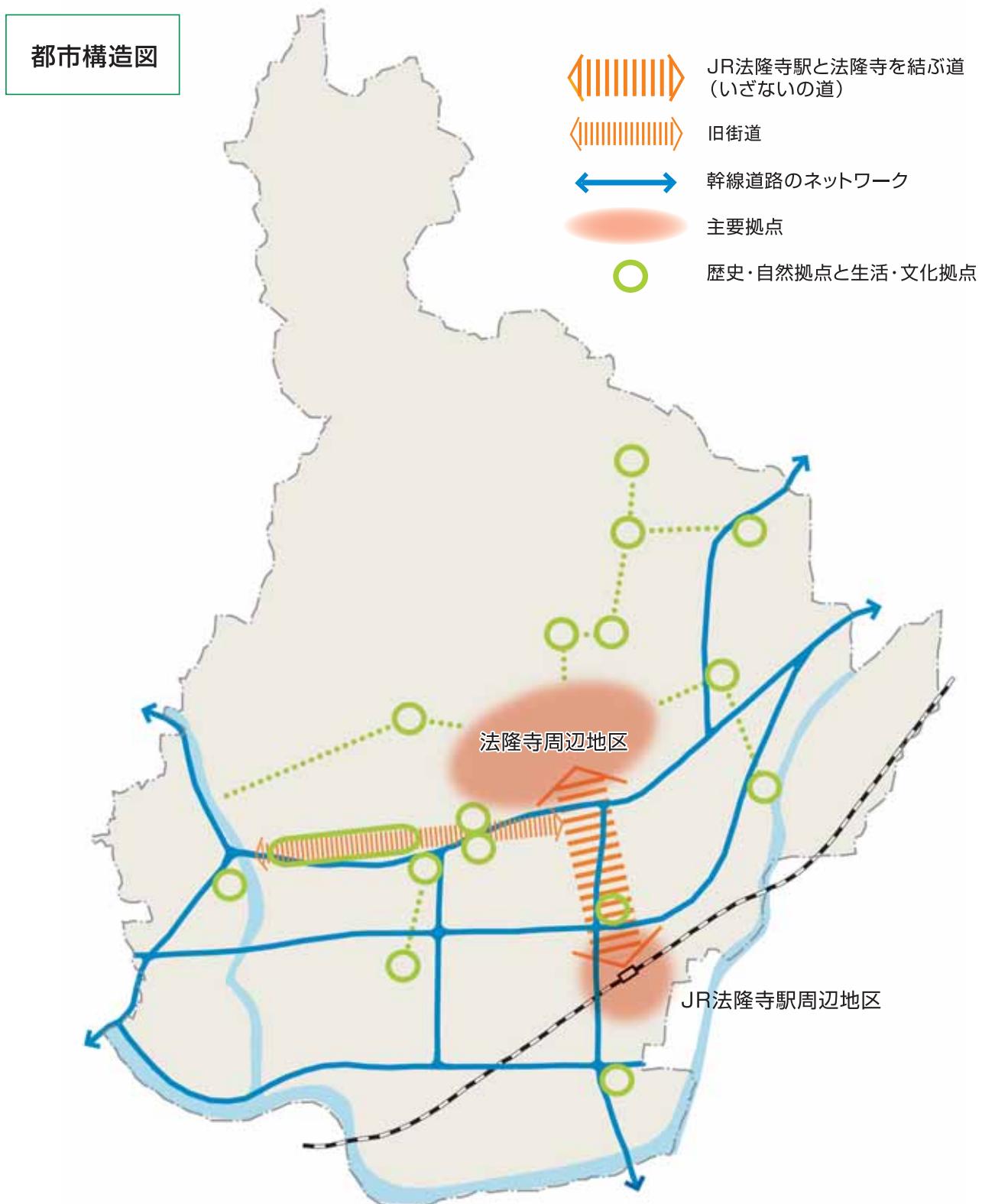


■ 将来人口の想定

目標年次となる平成32年における斑鳩町の将来人口は、第4次斑鳩町総合計画と同じく、27,000人と想定しています。(平成22年12月末現在 28,600人)

■ 都市構造

将来の都市機能の配置として、「多様で魅力ある拠点」と「拠点を結ぶネットワーク」を設定し、都市構造の充実をめざします。なお、「多様で魅力ある拠点」は、「主要拠点」「歴史・自然拠点」「生活・文化拠点」に区分して定めます。



都市づくりの方針(全体構想)

1. 土地利用の方針

- 斑鳩らしい景観の保全とゆとりある住環境の形成をはかるため、低層主体の低密度な土地利用を基調とします。
- 山林、農地、市街地の調和のとれた現状の土地利用を、原則として、維持することを土地利用計画の基本とします。

土地利用方針図



2.市街地整備の方針

① 住宅地

- 定住性が高く、斑鳩らしい景観と調和した、快適でゆとりある住環境の形成をはかります。
- 市街化区域内の低未利用地は、計画的な開発により、良好な住宅地の形成を誘導します。
- コミュニティの活力の低下を防ぐため、多様な世代が住むことのできる環境づくりに努めます。
- 伝統的住宅地の歴史的な町並み・集落景観を守りながら、住環境の向上をはかります。



② 商業・業務地

- 幹線道路沿道やJR法隆寺駅周辺を中心に、商業・業務施設の集積をはかります。
- 県道大和高田斑鳩線の沿道は、歩いて楽しむことができる魅力的な商業施設を誘導します。
- 法隆寺門前とその周辺は、観光と連携した歴史と文化を感じさせる商業施設を誘導します。
- 既存商店街は、それぞれの地域特性を生かした商業展開をはかります。

③ 工業地

- 新しい工業立地は、原則として準工業地域内に限定します。
- 既存の工業地は、周辺の景観や生活環境との調和をはかります。

3. 道路・交通体系整備の方針

- 円滑な通行の確保と、生活道路への通過交通の減少による安全性の向上にむけ、幹線道路ネットワークの形成をはかります。
- JR法隆寺駅周辺は公共交通の拠点として、駅前広場を中心に利用しやすいターミナルに整備します。
- 都市の防災性を高める役割を重視するとともに、誰もが安心して通行できるよう、バリアフリー化をすすめるなど、道路環境の整備に取り組みます。
- JR法隆寺駅と法隆寺をつなぐ「いざないの道」や龍田と並松を結ぶ「旧街道」は、歩いて楽しむことができるよう整備をすすめます。



4. 都市施設整備の方針

- 公園・緑地は、歴史・自然環境に恵まれた斑鳩町の特性を生かした整備をすすめます。
- 震災や配水管事故に対して、迅速かつ的確に対応できるよう水道施設の強化に取り組みます。
- 公共下水道整備をすすめ、水洗化を促進します。



5. 景観形成の方針

- 斑鳩の里の背景となる緑豊かな山林や、河川・ため池の水辺など自然景観を保全します。
- 丘陵部や河川沿いに広がる水田をはじめ、畑や果樹園など多彩な田園景観を保全します。
- 歴史的な建築物の保存・修景や無電柱化などをすすめることにより、歴史的な町並みを整え、歴史景観を保全します。
- 大規模な建築物や工作物の意匠や色彩について、景観形成基準を設け、斑鳩の里の景観と調和するよう誘導します。



6. 都市防災の方針

- 災害発生時の緊急輸送路として、幹線道路などの整備をすすめ、道路ネットワークの形成をはかります。
- 大地震に備えて、耐震診断や耐震改修の実施を促進し、既存建築物の耐震化をすすめます。
- 集中豪雨などに備えて、浸水対策基本計画を立て、着実に対策を行います。

地域別の都市づくりの方針(地域別構想)

地域別構想は、地域の特性に応じて、それぞれの地域ごとに、都市づくりの方針を示したものです。



計画の実現にむけて

重点的な施策

計画の実現にむけて、重点的な施策として次の3つの施策を定めます。

1 多様で魅力ある拠点の機能強化

「主要拠点」、「歴史・自然拠点」、「生活・文化拠点」それぞれの都市機能の充実をはかります。

2 道路ネットワークの形成

「いかるがパークウェイ」をはじめとする都市計画道路の整備をすすめるとともに、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道づくりをすすめます。

3 斑鳩の里の総合的な景観形成

斑鳩町景観計画に基づき、住民・事業者・行政が協働して、総合的な景観の保全・創出に取り組みます。

協働のまちづくり

住民と行政がそれぞれ役割をにない、協働するまちづくりを推進します。そのために、まちづくりに関する情報の共有化や情報の発信を積極的に行うとともに、住民のまちづくり活動を支援します。

住 民 ← 協 働 → 行 政

このマスタープランでは、昨年、策定いたしました第4次斑鳩町総合計画を踏まえ、都市の将来像を「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」と定め、本町特有の「歴史・文化」や「景観」を生かした都市づくりをすすめていくため、具体的な土地利用や都市施設整備など都市づくりに関する方針を、全体構想や地域別構想として取りまとめました。

今後、都市計画に関する事業は、このマスタープランに即して実施していくことになりますが、事業の実施に際しては、町民の皆様と行政が、共通の目標にむかって力をあわせ、ともに協働しながらすすめていくことが求められていますので、皆様のより一層のご理解・ご協力をお願いしてまいりたいと思います。

平成23年3月

斑鳩町長 小城 利重



■ 発行／斑鳩町 平成23年(2011年)3月

■ 編集／都市建設部 都市整備課 〒636-0198 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号

TEL 0745-74-1001(代) FAX 0745-74-1011

E-mail: toshi@town.ikaruga.nara.jp

ホームページ: <http://www.town.ikaruga.nara.jp>

古紙配合率100%の再生紙と大豆油インキ使用